

須恵町商工会

計画書を作った後に
承継を行った事業者へ
奨励金を給付します！

事業承継奨励金

事業承継で**会社の資産**、**人材を守り**、**税制面**で有利に進めていくには準備が非常に重要です！そこで、須恵町商工会と一緒に計画書を作った後に、事業承継を行った事業者へ奨励金を給付しその取組みを応援します。貴社にとっての課題（借入等や株の譲渡など）を**専門家（診断士・税理士・弁護士）**に相談しながら事業承継計画書を作成して、円滑な承継を進めていきましょう！

奨励金10万円を給付

【流れ】

3回程度



専門家と一緒に
事業承継計画書を作成
(3ヶ月程度かかります)



事業承継を実施



事業承継奨励金を申請

申請期間 2024年6月1日(木)~2025年1月31

(予算の範囲を上回った際には、締切を早める場合があります。)

対象者 ①過去に商工会と一緒に事業承継計画書を作った方で
須恵町で2024年中に**事業承継**が完了した事業者
(12/31に前代表者が廃業、1/1に後継者が開業した場合は次年度の申請となります)

※親族承継、従業員承継を対象としており、M&Aは除きます



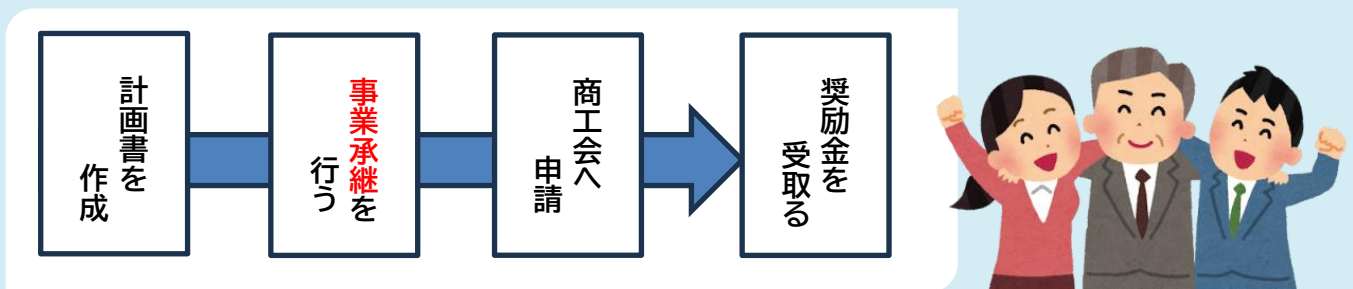
対象者

次のすべての要件を満たす個人または法人(中小企業者)です。

- 1 承継する店舗や事務所の住所が須恵町であること。(自宅が須恵町以外でも可)
- 2 承継する者は、三親等内の親族または従業員に限る。(M&Aは除く)
- 3 商工会指導のもと事業承継計画書を作成した方で、2024年中に事業承継を行った事業者。
(計画書は過去に作成したものでも有効。ただし計画期間中に承継すること)
- 4 市町村税に滞納がないこと。
- 5 当該事業を5年以上の継続が見込まれる事業者。
- 6 この奨励金を申請した事がないこと。

※詳しくは補助事業要領をご確認ください。

申請までの流れ



申請に必要な書類

① (様式第1)奨励金交付申請書
② 事業承継に係る事業計画書
③ 開業日・事業所が須恵町内にあることが確認できるものの写し (個人)開業届 (法人)登記簿謄本
④ 納税証明書(市町村税に滞納がないことがわかるもの)

申請先・問い合わせ先

811-2114 粕屋郡須恵町上須恵1167

須恵町商工会 ☎ 092-932-6700 メール sue@shokokai.ne.jp

詳しい内容については須恵町商工会までお問合せ下さい。

